

証券コード 4264  
発信日2024年3月12日  
(電子提供措置の開始日2024年3月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

株式会社セキュア  
代表取締役  
社 長 谷 口 辰 成

## 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト  
に「第22期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下  
の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://secureinc.co.jp/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載して  
おります。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取  
引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、銘柄名（会社名）またはコード  
を入力・検索し、基本情報、縦覧書類／PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知／株主総会資  
料の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使するこ  
とができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）  
午後6時までに議決権をご行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番地1号  
新宿NSビル30階  
NSスカイカンファレンス ルーム1

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第22期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役6名選任の件  
**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎ 本株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎ 当社へのご理解をより一層深めていただくため、株主総会終了後に事業説明会を開催させていただきますが、状況に応じて中止する場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 法令および当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

## 議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 事前の議決権行使をいただく場合

#### 書面による議決権行使

##### 行使期限

2024年3月27日（水曜日）  
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

#### 「スマート行使」によるご行使

##### 行使期限

2024年3月27日（水曜日）  
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

#### インターネットによるご行使

##### 行使期限

2024年3月27日（水曜日）  
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、  
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### 当日ご出席いただく場合

#### 株主総会へ出席



#### 株主総会開催日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 議決権行使について



0120-652-031

(9:00~21:00)

■ 其他のご照会



0120-782-031

(平日9:00~17:00)

## 「スマート行使」によるご行使

### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

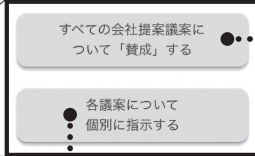


※QRコード※は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

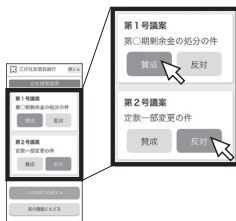
### ② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

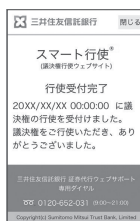


### ③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

！ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

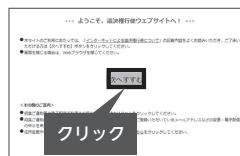
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## インターネットによるご行使

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

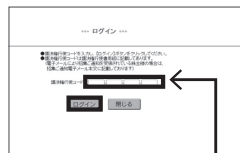


<https://www.web54.net>

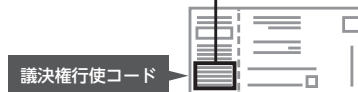


「次へすすむ」をクリック

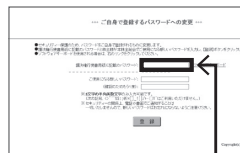
### ② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③ パスワードを入力する



パスワード変更画面が出ますので、お手持の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、株主様のご使用になる「パスワード」を入力いただき「登録」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の目的事項について、当社のAI Store事業推進の観点から追加を行うものであります。またこれに伴う号数の変更および表記のゆれの訂正を行うものであります。

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.各種セキュリティ機器、セキュリティシステムの設計、開発、施工、販売、レンタル業務</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. (条文省略)</p> <p>6. (条文省略)</p> <p>7. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8.前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.各種セキュリティ機器、セキュリティシステムの設計、開発、施工、販売、レンタル業務</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8.酒類、食料品および飲料品の販売</p> <p>9.衣料品、靴、鞆、時計、めがね、服飾品、その他服飾雑貨品の販売</p> <p>10.日用雑貨品および玩具の販売</p> <p>11.前各号に付帯する一切の業務</p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
再任 1	たにぐち たつなり 谷 口 辰 成 (1976年10月14日生)	1999年4月	株式会社ネクサス入社（現株式会社ジェイ・コミュニケーション）	434,600株
		2000年10月 2002年10月 2014年8月 2022年4月	株式会社ジェイネクステル入社 当社設立 代表取締役社長 合同会社LYON 代表社員（現任） 代表取締役社長代表執行役員CEO（現任）	
【選任理由】 谷口辰成氏は、当社創業者及び代表取締役として、強いリーダーシップをもって会社を牽引してきた実績や豊富な経験を有しており、今後も経営全般に対する指導、助言を行い、継続的な企業価値向上が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
再任 2	よこい ふみあき 横 井 文 昭 (1961年4月1日生)	1985年4月	東京海上火災保険株式会社入社（現東京海上日動火災保険株式会社）	1,800株
		2003年7月 2010年7月 2018年4月 2019年4月 2022年4月 2023年3月	同社 米国（ニューヨーク）副社長 同社 総合営業第二部長 同社 執行役員本店営業第五部長 同社 常務執行役員 当社 入社 専務執行役員 取締役兼専務執行役員（現任）	
【選任理由】 横井文昭氏は、営業戦略全般において豊富な知見と経験を有しており、当社入社後は、専務執行役員として営業統括を管掌し成長を牽引してきたことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社経営の適切な意思決定及び業務執行の監督に貢献できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。				
再任 3	ひらもと ようすけ 平 本 洋 輔 (1987年8月7日生)	2008年10月	株式会社せんだう入社	一株
		2014年2月 2019年3月 2020年1月 2021年1月 2022年4月 2023年1月	当社 入社 取締役画像プラットフォーム事業部長 取締役事業開発部長 取締役事業開発本部長 取締役執行役員CBDO 取締役執行役員CBDO 兼商品開発部長（現任）	
【選任理由】 平本洋輔氏は、入社以来営業部門に携わり、2019年3月からは取締役として、新規事業部門の統括を行っており、業務執行責任者として豊富な知識・経験を活かすことで、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
再任 4	さとう ひとみ 佐藤 仁美 (1976年1月23日生)	1996年4月	杉本商事株式会社入社	12,000株
		2004年11月	株式会社スタッフサービス入社	
		2005年12月	株式会社エスアンドケイ入社	
		2008年6月	株式会社リミックスポイント入社	
		2014年2月	当社 入社	
		2018年7月	執行役員経営管理部長	
		2019年3月	取締役経営管理部長	
		2022年1月	取締役経理財務部長	
		2022年4月	取締役執行役員経理財務部長(現任)	
	【選任理由】 佐藤仁美氏は、経営管理全般に長期に携わり、2019年3月からは取締役として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行っており会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			
再任 5	さいとう まさみ 斉藤 政美 (1957年11月11日生) 社外取締役候補者	1982年4月	野村證券株式会社入社	一株
		2004年7月	同社 横浜支店企業金融部長	
		2009年8月	みずほ証券株式会社 ビジネス開発部長	
		2016年3月	当社 社外取締役(現任)	
		2018年6月	株式会社光貴 常務取締役事業統括本部長	
		2022年4月	同社 代表取締役社長(現任)	
	【選任理由】 斉藤政美氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、証券業務や経営判断・会社運営に係る業務に関し豊富な経験と高い見識をもとに、当社経営の適切な意思決定及び業務執行を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって8年となります。			
再任 6	あしざわ こうじ 芦澤 光二 (1950年11月24日生) 社外取締役候補者	1973年4月	キヤノンマーケティングジャパン株式会社入社	一株
		1999年3月	同社 取締役	
		2003年3月	同社 常務取締役	
		2006年3月	同社 専務取締役	
		2009年3月	同社 取締役副社長 ビジネスソリューションカンパニープレジデント	
		2013年3月	同社 退任	
		2016年6月	シュッピン株式会社社外監査役	
		2022年9月	同社 退任	
		2023年3月	当社 社外取締役(現任)	
	【選任理由】 芦澤光二氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、前職等で培った豊富な経営経験と実績に基づく優れた経営判断能力をもとに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社経営の適切な意思決定及び業務執行を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 斉藤政美氏と芦澤光二氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は斉藤政美氏と芦澤光二氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、斉藤政美氏と芦澤光二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。斉藤政美氏と芦澤光二氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社と取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。本議案において各取締役候補者の選任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2024年5月に同内容で更新する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役が就任する順位につきましては、2023年3月29日開催の第21期定時株主総会において補欠監査役に選任された湯瀬陽子氏を第1順位とし、候補者平井信行氏を第2順位といたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
ひらいのぶゆき 平井信行 (1962年12月18日生)	1987年7月 1999年7月 2004年7月 2023年9月 2023年12月 2024年1月	大阪国税局入局 関西国際空港株式会社経理部(出向)入社 沖縄国税事務所調査課(出向)入所 タックス・プラン税理士法人入社 平井信行税理士事務所代表(現任) Yuki H1 合同会社代表社員(現任)	一株
【選任理由】 平井信行氏は、国税局における豊富な経験と税理士としての専門的な知識を有しており、客観的な立場から当社の経営に対する意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 平井信行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、平井信行氏が社外監査役に就任された場合には当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3. 平井信行氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。平井信行氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2024年5月に同内容で更新する予定であります。

以上



# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスに起因する行動制限の緩和による経済活動の正常化が進み、個人消費や設備投資は継続的に持ち直されるなど景気に緩やかな回復基調が見受けられた一方、原材料やエネルギー価格をはじめとした諸物価の上昇、海外景気の下振れ懸念、地政学リスクの高まりなど、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループでは、コロナ禍における新しい生活様式の中でも「安心・安全に働く環境」を創出するため、最先端のAI（画像認識）技術とセキュリティ専門企業としての長年の実績・ノウハウを駆使し、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。

売上高においては、「SECURE AC（入退室管理システム）」では、データセンターや工場、オフィスへの導入が順調に推移した結果、着実に導入企業数を増加させたとともに、計画に対して好調に進捗いたしました。

「SECURE VS（監視カメラシステム）」では、シリーズ案件の獲得や中小型案件の導入が順調に推移した結果、着実に導入企業数を増加させたとともに、概ね計画どおりに進捗いたしました。

当連結会計年度の事業進捗状況ですが、前期から取組みを強化しているセールス・マーケティング部門の強化に関しては、採用活動は計画通りに進捗し当連結会計年度末で65名と2022年12月期末比で15名増加いたしました。また、来期以降の案件獲得のためのマーケティング投資として、「働き方改革Week2023」、「第8回スマートビルディングEXPO」、「危機管理産業展2023（RISCON TOKYO）」、「リテールテックJAPAN2023」、「フードセーフティジャパン（FSJ）2023」の展示会に出展いたしました。引き続き、事業の拡大を目指して優秀な人材の確保に努めるとともに、顧客開拓や商品価値向上のためのマーケティング活動の拡充に取組んでまいります。また、全国での営業活動を促進すべく、横浜、大宮、広島において新たな拠点を開設しました。

「SECURE AI STORE LAB」の取組みに関しては、2月にシリコンバレーのスタートアップAiFi Incと提携し、7月には独自AIを活用した「SECURE AI STORE LAB 2.0」を新宿住友ビル地下1階にオープンしました。当店舗では従来使用していた重量センサーや赤外線センサーを使用せずに、監視カメラ映像のみで誰がどんな商品を手にとったかをAIが認識し、レジ操作無くそのまま退店頂けるレジレス店舗を実現しております。また、11月には

NTT東日本グループのテルウェル東日本株式会社との共同実験を開始しており、収益化に向けて実証実験に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は5,191,074千円(前年同期比53.4%増)、営業利益は187,985千円(前年同期は営業損失169,596千円)、経常利益は175,425千円(前年同期は経常損失183,605千円)、親会社株主に帰属する当期純利益は168,790千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失227,627千円)となりました。なお、当社グループは「セキュリティソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は39,597千円（建設仮勘定を含む。）となりました。その主な内容は、クラウド型入退室管理システム及び販売促進のための非接触ソリューション用デモンストレーション機器等の取得であります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループでは、運転資金、借入金の返済などに必要な資金は自己資金の充当及び金融機関からの借入金により調達しております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループでは、当社グループが継続企業として成長し続けるために対処しなければならない課題を以下のように考えております。

### ① 研究開発活動における課題

当社グループにおける主要なテクノロジーである画像関連技術の分野は、ディープラーニングを活用したAI技術の進歩による技術革新によって、商品・サービスの価値も飛躍的に向上します。

従って、当社グループでは、ディープラーニングをはじめとした高度な画像関連技術の応用に取り組み、実証実験に基づく実効性あるデータを蓄積しながら、実用化に向けて常に改良を重ねていかなければならないと認識しております。

こうした課題に対処するため、当社グループでは「Security System Lab」と「SECURE AI STORE LAB2.0」という2つのラボ（研究開発施設）と、韓国京畿道城南市にある子会社「SECURE KOREA, Inc.」にて、AI実装サービスの拡充や、画像解析精度の向上などのAIとセキュリティを掛け合わせたシステムの価値の向上およびSaaS型サ

ービスの強化を推し進めるためにも積極的な研究開発に取り組んでおります。また現在、「SECURE AI STORE LAB2.0」の収益化にも取り組んでおります。

## ② 営業活動における課題

当社グループでは、オフィス・商業施設・工場における中堅・大企業をメインターゲットとして、常に他社より競争優位性のあるシステムを提案し続けていくことが課題であると認識しております。

こうした課題に対処するため、多様な顧客ニーズに対応が可能となる優れたデバイスの調達と、新たな販売パートナーの開拓、さらに既存の販売パートナーの深掘りに取り組んでおります。

今後は、トレーニング用コンテンツの拡充や新サービスの共同開発などによる既存パートナー企業の深掘りやセミナー・展示会の開催などによる新規パートナーの発掘、当社韓国子会社である「SECURE KOREA, Inc.」を拠点に海外でのセキュリティニーズの対応にも取り組んでいきたいと考えております。

また、「オフィス・商業施設・工場」などで培った技術基盤を基軸に、「データセンター・ホテル・マンション」などの領域への横展開を図っていきたいと考えております。

## ③ 内部管理・統制体制における課題

当社グループが各ステークホルダーに幅広く信頼される企業集団となり、今後のさらなる事業拡大に向けて効率的かつ適正な業務運営体制を構築することが課題であると認識しております。そのため、管理部門による内部管理体制の拡充・強化に努めるとともに、営業面に対するバックオフィスとしての営業アシスタントの機能強化や、機器の障害・トラブルに迅速に対応するカスタマーサービスとしての機能強化、在庫の適正化と商品受配送の円滑化を担う物流センターの機能強化にも積極的に取り組んでおります。

こうした管理部門やバックオフィス機能と営業・開発部門との有機的な連携体制を構築し、実効性のある内部管理・統制体制の構築に努めております。

④ 人材の育成・確保における課題

当社グループの提供するシステムは、ハードウェアのみならずソフトウェア、サーバー構築、デバイスの選定、ネットワーク構築、システム設計、設置環境、AI（画像認識）技術に加え、セキュリティに関する専門的な知識など非常に幅広い技術分野をカバーしたソリューションとなるため、優秀な人財の確保および育成が重要な課題であると認識しております。

こうした専門性を持った人財を積極的に採用するため、人財採用部門の態勢強化を図るとともに、人事総務部門に人財育成専任者（人材開発センター）を配置し人財育成プログラムの策定と実践を主導してまいります。人財育成にあたりましては、「Security System Lab」を活用した人材トレーニングの実践に加え、人財育成方針『人が育ち人が育てるSECURE』のもと、「自律的キャリア形成の支援」「自ら学ぶ環境の充実」「知識・スキルレベル向上の支援」「コミュニケーションの活性化」を軸として、人財育成の強化を図っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2020年12月期)	第20期 (2021年12月期)	第21期 (2022年12月期)	第22期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高	2,790,181 千円	3,378,576 千円	3,384,508 千円	5,191,074 千円
経常利益又は経常損失 (△)	27,637 千円	148,041 千円	△183,605 千円	175,425 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	33,032 千円	131,476 千円	△227,627 千円	168,790 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	7.98 円	31.67 円	△48.52 円	35.67 円
総 資 産	1,468,294 千円	1,981,467 千円	1,993,000 千円	2,749,733 千円
純 資 産	455,236 千円	983,086 千円	842,138 千円	1,022,308 千円
1株当たり純資産	29.10 円	214.15 円	178.53 円	215.42 円

- (注) 1. 当社は2021年6月10日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2020年12月期)	第20期 (2021年12月期)	第21期 (2022年12月期)	第22期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高	2,790,181 千円	3,378,576 千円	3,382,068 千円	5,186,462 千円
経常利益又は経常損失 (△)	33,912 千円	155,236 千円	△188,596 千円	172,277 千円
当期純利益又は 当期純損失 (△)	39,354 千円	138,811 千円	△232,471 千円	165,643 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	9.50 円	33.44 円	△49.55 円	35.00 円
総 資 産	1,473,595 千円	1,993,440 千円	1,997,874 千円	2,752,194 千円
純 資 産	460,849 千円	995,851 千円	849,184 千円	1,025,584 千円
1株当たり純資産	30.65 円	216.93 円	180.03 円	216.11 円

- (注) 1. 当社は2021年6月10日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SECURE KOREA, Inc.	1億 <small>ウォン</small>	100 %	セキュリティソリューション事業

- (注) 当社の連結子会社は、「②重要な子会社の状況」に記載している1社であります。  
 なお、当社は、2023年12月18日開催の取締役会において、株式会社ジェイ・ティー・エヌの発行済の全株式を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。また、2024年1月5日付で同社の全株式を取得し、完全子会社化しております。

### ③ そ の 他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業	主要製品
セキュリティソリューション事業	SECURE AC (入退室管理システム) SECURE VS (監視カメラシステム) SECURE Analytics (画像解析サービス/その他)

(8) 主要な事業所等 (2023年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区
大阪営業所	大阪府大阪市中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
Security System Lab	東京都新宿区

② 子会社

名称	所在地
SECURE KOREA, Inc.	韓国京畿道城南市

(9) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
127名	15名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
125名	15名増	37.2歳	4年4ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2023年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社東邦銀行	312,500 千円
株式会社みずほ銀行	240,638 千円
株式会社三井住友銀行	133,895 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 16,500,000株            |
| (2) 発行済株式の総数  | 4,744,920株（自己株式42株を含む） |
| (3) 株主数       | 2,977名                 |
| (4) 大株主       |                        |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社LYON	1,015,435株	21.40%
谷 口 辰 成	434,600株	9.16%
谷 口 喆 成	401,500株	8.46%
谷 口 才 成	400,000株	8.43%
合同会社Y S H	294,065株	6.20%
CBC株式会社	228,000株	4.81%
株式会社ブロードバンドタワー	150,000株	3.16%
株式会社東邦銀行	120,000株	2.53%
株式会社モルフォ	75,000株	1.58%
株式会社ラック	75,000株	1.58%
ミガロホールディングス株式会社	75,000株	1.58%

（注）持株比率は、自己株式42株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。



### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末における当社役員の新株予約権の保有状況

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2018年3月12日	2019年12月18日	2022年12月19日
区分	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
保有者数	1名	2名	4名
新株予約権の数	50個	1,150個	750個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,500株	普通株式 34,500株	普通株式 75,000株
新株予約権1個当たりの発行価額	払込を要しない	払込を要しない	100円
権利行使時1株当たりの行使価額	184円	667円	792円
権利行使期間	2021年1月1日から 2025年12月31日まで	2022年1月1日から 2029年12月18日まで	2026年4月1日から 2033年1月9日まで
新株予約権の行使の条件	注3	注3	注5

- (注) 1. 取締役が保有している第3回新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
2. 第3回新株予約権および第4回新株予約権は、2021年5月24日開催の取締役会決議により、2021年6月10日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。
3. 第3回新株予約権および第4回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- ① 対象者は、本新株予約権の行使時においても、当社の取締役、顧問および従業員として勤務している社員、社外協力者のいずれかであることを要する。
  - ② 対象者が任期満了により取締役を退任し、就業規則に定める定年により退職または顧問契約の期間満了による終了により地位を喪失した場合は本新株予約権を行使することができない。
  - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 第5回新株予約権のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与された新株予約権が含まれています。
5. 第5回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- ① 第5回新株予約権の割り当てを受けた者（以下「第5回新株予約権者」という。）は、2025年12月期乃至2027年12月期において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）に記載された連結営業利益が、下記(a)または(b)に記載したいずれかの条件を充たした場合は、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。
    - (a) 連結営業利益が500百万円を超過した場合：行使可能割合70%
    - (b) 連結営業利益が700百万円を超過した場合：行使可能割合100%
- なお、上記における連結営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多

大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 上記にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、第5回新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が第5回新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 第5回新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権は、3.(1)に記載の第5回新株予約権のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

当社従業員に交付した新株予約権の区分別合計

	名 称	新株予約権の数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第5回新株予約権	850個	8名

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
谷 口 辰 成	代 表 取 締 役 社 長	代表執行役員CEO 合同会社LYON 代表社員
横 井 文 昭	取 締 役	専務執行役員
平 本 洋 輔	取 締 役	執行役員CBDO 兼 商品開発部長
佐 藤 仁 美	取 締 役	執行役員経理財務部長
斉 藤 政 美	取 締 役	株式会社光貴 代表取締役社長
芦 澤 光 二	取 締 役	
久 喜 政 徳	常 勤 監 査 役	
永 澤 正 博	監 査 役	
古 島 守	監 査 役	弁護士法人トライデント代表社員 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外監査役 株式会社ビーロット社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 斉藤政美氏、芦澤光二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 なお、斉藤政美氏、芦澤光二氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役久喜政徳氏、永澤正博氏および古島守氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 なお、久喜政徳氏、永澤正博氏および古島守氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
3. 永澤正博氏は、上場会社において管理本部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 古島守氏は、弁護士および公認会計士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有するものであります。
5. 取締役であった大野宏氏は、定時株主総会が開催された2023年3月29日付で任期満了により退任しております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	役 名	職 名
谷 口 喆 成	執 行 役 員	営業推進部長 合同会社YSH 代表社員
安 田 創 一	執 行 役 員	西日本ソリューション事業部長

窪田 靖	執行役員 CMO	マーケティング統括部長
谷口 才成	執行役員	経営企画部長
關 裕	執行役員CHRO	人事総務部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員（取締役、監査役）、執行役員、管理職従業員であり被保険者は保険料の負担をしておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）が補填されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。なお、当該保険契約は2024年5月に同内容で更新する予定であります。

## (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

### ① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ・決定方針の決定方法

当社は役員等の報酬等の額の決定に関する方針を、当社の「役員報酬内規」において定めております。当社の「役員報酬内規」は2020年2月12日の取締役会にて決議しております。

- ・基本方針

当社の取締役の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

- ・決定方針の内容の概要

役員の報酬等の決定方法は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で世間水準・経営内容等を考慮し、各取締役の報酬については、代表取締役社長に決定を委任し、各監査役の報酬については監査役の協議により決定する方法であります。取締役の報酬は月額報酬（固定報酬）と賞与で構成され、監査役の報酬は月額報酬（固定報酬）で構成されており、業績連動報酬制度は採用していません。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

常勤役員の月額報酬は、当社人事制度の給与テーブル グレード号俸に役位に応じた率を乗じた額を役位別の上限額の範囲としております。また、非常勤役員の月額報酬は、その役員の地位および会社への貢献度を考慮しております。なお取締役の賞与は、会社の業績、個々の業務執行状況を考慮しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役等に関する報酬の限度額は、2021年6月9日開催の臨時株主総会において、取締役は年額350,000千円以内、監査役は年額40,000千円以内と決議しております。同株主総会終結時の取締役の員数は6名（内社外役員は2名）、監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、各取締役の評価を行うには当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると判断し、取締役会の決議により、代表取締役社長代表執行役員CEO谷口辰成に対し、取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。同氏は、各取締役の職責・職位に応じた業務執行計画および報告、ならびに経営への貢献度等を総合的に評価し、社外取締役の意見を踏まえたうえで当社役員報酬内規に基づき個人別の報酬を決定するようにしており、役員報酬決定の客観性の確保に努めていることから、取締役会としては、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役については、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	75,456 (6,000) 千円	75,456 (6,000) 千円	— (—)	— (—)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	13,650 (13,650) 千円	13,650 (13,650) 千円	— (—)	— (—)	3名 (3名)

(注) 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況および当該他の法人等との関係

取締役齊藤政美氏は、株式会社光貴の代表取締役社長を兼務しております。なお当社は株式会社光貴との間に取引その他の関係はありません。

監査役古島守氏は、弁護士法人トライデント代表社員、株式会社セプテーニ・ホールディングス社外監査役および株式会社ビーロット社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお当社と各兼務先との間に取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 斉 藤 政 美	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、経営判断・会社運営に係る経験豊富なキャリアに基づき、有識者としての知見から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
取 締 役 芦 澤 光 二	2023年3月29日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役 久 喜 政 徳	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、事業会社で培った豊富な実務経験による専門的見地から、取締役会において適宜必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い、経営全般への運営体制に対して、適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 永 澤 正 博	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、金融機関及び事業会社で培った豊富な実務経験による専門的見地から、取締役会において適宜必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い、経営全般への運営体制に対して、適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 古 島 守	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い、経営全般への運営体制に対して、適宜、必要な発言を行っております。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前事業年度の職務執行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を確認し審議した結果、監査報酬の水準は適切と判断したためであります。

### (3) 非監査業務の内容

当社は太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、監査法人の選定方針として、効果的かつ効率的な監査が行われることが重要であると考え、監査品質の維持・向上に資する品質管理体制や専門性、独立性、当社事業分野への理解度等を総合的に勘案しております。

監査役会は、監査法人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、監査法人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、監査法人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が監査法人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 太陽監査法人は(5)に記載の通り、金融庁の処分を受けましたが、同監査法人が当社および当社関係会社の過去の監査業務において、処分理由として指摘された事項は存在せず、監査の品質が担保されていたこと、同監査法人が当該処分に対し適切な改善策を立案していることから、同監査法人を会計監査人とする事としました。今後改善策が適切に実行に移されているか確認してまいります。



(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分  
金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

1. 処分対象

太陽有限責任監査法人

2. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止

3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止

3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

3. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、取締役会において内部統制基本方針を次の通り定めております。

当社は、この基本方針に基づき、内部統制を有効に機能させるとともに、絶えず評価し、必要な改善策を講じることとしております。また、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して継続的に見直しを行い、一層実効性のある内部統制の整備に努めてまいります。

### A. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ使用人に継続的に伝達することにより、法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- (b) コンプライアンス全体に関する総括責任者として代表取締役を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- (c) 取締役会は、取締役会規程に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
- (d) 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、内部監査を所管する内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、ならびに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会及び執行役員会に提言する。
- (e) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「コンプライアンスホットライン規程」を制定するとともに、内部通報窓口を設ける。

### B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規程」「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程で規定した保存期間は閲覧可能な状態を維持する。

### C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理体制を整える。
- (b) 当社は、リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理

- 責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (c) 内部監査を所管する内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - (d) 取締役会及び執行役員会は、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - (e) 当社は、不測の事態が発生した場合には、代表取締役もしくは代表取締役が指名する者を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
  - (f) 取締役会及びリスク管理・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、再発防止及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び戦略に関わる重要事項については執行役員会において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。
  - (b) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および職務分掌規程」、「稟議決裁権限規程」において、それぞれの責任者及び執行手続きの詳細を定める。
- E. 当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社の取締役会が子会社等の業務を適正に監視するとともに、「子会社等管理規程」を制定して子会社等の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等、当社およびその子会社等から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
  - (b) 当社は、各子会社等に対し、中期経営計画および年度総合予算の策定や、その業務執行状況を定期的に当社経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当社およびその子会社等から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。
  - (c) 内部監査を所管する内部監査室は、子会社等における法令等遵守体制やリスク管理体制の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
  - (d) 当社およびその子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。
- F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
  - (b) 当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前の同意を得る。
  - (c) 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受け、取締役の指揮命令を受けない。

G. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、重要な月次報告、重要な会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款及び社内規程違反、内部統制報告書等、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についてのルールを定め、当該ルールに基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。
- (b) 前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (c) 当社は、「コンプライアンスホットライン規程」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- (d) 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (e) 監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。
- (f) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

H. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (a) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
- (b) 当社は、反社会的勢力に対しては人事総務部管掌取締役もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

I. 財務報告に係る内部統制

- (a) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役、取締役会及び執行役員会に報告する。
- (b) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役会及び執行役員会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

J. ITへの対応

- (a) 経営者は、中長期的な展望でITへの取り組みを検討するよう努める。ITの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- (b) 業界や取引先のITへの対応状況を認識し、財務報告に係るシステム関連図を作成し、これらを踏まえて、内部統制の整備方針を決定する。
- (c) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスク対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択を適用する。
- (d) 経営者は、IT全般統制（プログラム登録管理、アクセス管理、およびシステム切り替え時期の十分なテストの実施および並行運用等）をある程度整備し、不十分な部分は、代替的方法により実施を検討する。

(e) 経営者は、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。また、操作・運用マニュアルも整備するよう努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理・コンプライアンス委員会を通じて、コンプライアンスに対する審議と情報共有を図るとともに、「取締役会規程」をはじめ社内諸規程の体系化と適時適切な改定を行うなど内部統制の強化を図っています。また、全役職員を対象とした全体会議の席上において、コンプライアンスに関するコメントを伝えて意識の醸成を図るとともに、規程の改定内容についての周知徹底を行っております。

当社の取締役会は、取締役6名のうち2名が社外取締役で構成されており、業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。また、社外監査役3名が取締役会に出席し、各取締役の職務執行に対する適切な牽制体制が構築されております。

社外監査役のうち1名は常勤監査役として、取締役会や執行役員会等の社内重要会議に出席するとともに、各取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、「株式会社の支配に関する基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、現段階においては内部留保の充実が最重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つと認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移や財務の状況、今後の事業計画等を総合的に勘案し、内部留保とバランスを取りながら検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現するための資金として、有効に活用していく所存であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

( 2023年12月31日現在 )

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,408,330</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,197,959</b>
現 金 及 び 預 金	808,950	買 掛 金	342,586
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	786,836	短 期 借 入 金	200,000
商 品	725,608	1年内返済予定の長期借入金	199,916
仕 掛 品	18,472	未 払 費 用	186,902
前 払 費 用	41,838	リ ー ス 債 務	5,009
未 収 還 付 法 人 税 等	71	未 払 法 人 税 等	40,242
未 収 消 費 税 等	91	未 払 消 費 税 等	76,026
そ の 他	26,503	前 受 金	95,049
貸 倒 引 当 金	△43	賞 与 引 当 金	48,105
		そ の 他	4,120
<b>固 定 資 産</b>	<b>341,402</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>529,466</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>101,271</b>	長 期 借 入 金	474,759
建 物 及 び 構 築 物	36,142	長 期 前 受 金	36,578
工 具 器 具 備 品	55,794	リ ー ス 債 務	481
リ ー ス 資 産	1,042	商 品 保 証 引 当 金	12,477
そ の 他	8,292	資 産 除 去 債 務	5,170
		<b>負 債 合 計</b>	<b>1,727,425</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>53,425</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
ソ フ ト ウ エ ア	49,222	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,021,024</b>
リ ー ス 資 産	4,155	資 本 金	540,827
そ の 他	47	資 本 剰 余 金	421,834
		利 益 剰 余 金	58,480
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>186,705</b>	自 己 株 式	△117
投 資 有 価 証 券	18,836	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>1,123</b>
敷 金	118,387	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,265
繰 延 税 金 資 産	47,582	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,388
そ の 他	1,899	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>160</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,022,308</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,749,733</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,749,733</b>

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2023年 1 月 1 日から  
2023年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,191,074
売 上 原 価	3,175,097
売 上 総 利 益	2,015,976
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,827,991
営 業 利 益	187,985
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	13
還 付 加 算 金	144
助 成 金 収 入	88
受 取 補 填 金	281
そ の 他	25
	552
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	7,496
事 務 所 移 転 費 用	438
固 定 資 産 除 却 損	4,709
そ の 他	468
	13,112
経 常 利 益	175,425
特 別 損 失	
減 損 損 失	3,920
税金等調整前当期純利益	171,504
法人税、住民税及び事業税	28,848
法人税等調整額	△26,134
当期純利益	168,790
親会社株主に帰属する当期純利益	168,790

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

( 2023年 1 月 1 日から  
2023年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	536,808	417,821	△110,309	—	844,320
当 期 変 動 額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,018	4,012			8,031
親会社株主に帰属する当期純利益			168,790		168,790
自 己 株 式 の 取 得				△117	△117
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	4,018	4,012	168,790	△117	176,704
当 期 末 残 高	540,827	421,834	58,480	△117	1,021,024

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△3,948	1,766	△2,181	—	842,138
当 期 変 動 額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					8,031
親会社株主に帰属する当期純利益					168,790
自 己 株 式 の 取 得					△117
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,682	622	3,304	160	3,464
当 期 変 動 額 合 計	2,682	622	3,304	160	180,169
当 期 末 残 高	△1,265	2,388	1,123	160	1,022,308

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 SECURE KOREA, Inc.

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

工具器具備品 3～15年

- . 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
    自社利用ソフトウェア    5年

- ハ. リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
    自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
    リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金  
    債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- . 賞与引当金  
    従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ハ. 商品保証引当金  
    販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当連結会計年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループでは、顧客の求めるセキュリティニーズに応じて「SECURE AC：入退室管理システム」「SECURE VS：監視カメラシステム」「SECURE Analytics：画像解析サービス」という3つのサービスを軸に、デバイス、ソフトウェア、AI等で構成された物理セキュリティシステムを販売しております。物理セキュリティシステムの提供については、システムの稼働が確認できた時点で、履行義務が充足すると判断しております。取引の対価はシステム導入後、概ね1か月後に受領が中心となっており、重要な金融要素は含まれておりません。

一部の契約取引では、クラウドサービス、保守サービスの役務等を含むものがあり、これらは契約期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。契約条件により、履行義務充足前に前受けの方式で対価を受領する場

合には、前受金を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

ロ. ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務等

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で対象の為替相場の変動リスクを回避する目的でのみ手段を利用する方針であります。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの累計を比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。なお、為替予約取引に関しては、外貨建取引個々的为替予約を付しており、ヘッジ開始時以降継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	725,608千円
仕掛品	18,472千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げっていますが、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品については、

収益性の低下の事実を反映するために社内評価ルールに基づき、定期的に帳簿価額を切り下げ  
ております。

棚卸資産の滞留状況および商品のライフサイクル等を総合的に勘案して、営業循環過程から  
外れた陳腐化品や滞留品を識別しております。

そのため、市場動向の変化などを要因として、保有する棚卸資産が増加した場合には、営業  
循環過程から外れた陳腐化品や滞留品として識別すべき棚卸資産が増加する可能性があり、棚  
卸資産の評価に影響する可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	47,582千円
--------	----------

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることから、回収可能性があると判断  
した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課  
税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰  
延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しておりま  
す。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,050,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	850,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 98,919千円

## 4. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額
遊休資産	ソフトウェア	本社	3,920千円

当社グループは、遊休資産については個別にグルーピングを行なっています。

当連結会計年度において、遊休となった本社のソフトウェアについて、今後の利用が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことから使用価値は零として評価しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	4,717,020	27,900	－	4,744,920

#### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による新株の発行による増加 27,900株

### (2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 362,500株

### (4) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	－	42	－	42

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する基本方針

当社グループは、事業運営や設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。デリバティブ取引は仕入取引の為替リスクに備えるために行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に

基づき新規取引先等の信用調査等を行っており、また、与信限度額水準の見直しを年1回以上実施し、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されており、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握するとともに、適宜差入先の信用状況を把握することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に事業運営及び設備投資に係る資金調達であり、返済期日は決算日後、最長で5年以内であります。

### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	120,422	120,418	△3
資産計	120,422	120,418	△3
長期借入金(※3)	674,675	675,874	1,199
負債計	674,675	675,874	1,199

※1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金は短期決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※ 2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	18,836

※ 3. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	120,418	－	120,418
資産計	－	120,418	－	120,418
長期借入金	－	675,874	－	675,874
負債計	－	675,874	－	675,874

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 敷金及び保証金

これらの時価は、契約等から返還までの期間を合理的に見積り、当該期間の将来キャッシュ・フローを国債等の利回りで割引いた現在価値から、貸倒引当金を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、セキュリティソリューション事業を提供する単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

サービス区分	報告セグメント
	セキュリティソリューション事業
SECURE AC 入退室管理システム	1,471,880
SECURE VS 監視カメラシステム	3,547,505
SECURE Analytics 画像解析サービス/その他	171,689
顧客との契約から生じる収益	5,191,074
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,191,074

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 の(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。



(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との取引から生じた債権、契約債務の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	459,722
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	786,836
契約負債（期首残高）	59,521
契約負債（期末残高）	131,627

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に含まれており、契約負債は「前受金」及び「長期前受金」に含まれております。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、47,000千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	215円	42銭
1株当たり当期純利益	35円	67銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2023年12月18日開催の取締役会において、株式会社ジェイ・ティー・エヌ（以下「ジェイ・ティー・エヌ」という。）の全株式を取得して完全子会社とすることを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。これを受け、2024年1月5日に当該株式を取得し、ジェイ・ティー・エヌを当社の完全子会社としております。

## (1) 企業結合の概要

### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ジェイ・ティー・エヌ

事業の内容：電気通信工事業・電気工事業

### ②企業結合を行った主な理由

当社は「ソフト」と「ハード」で構成される物理セキュリティシステムを事業領域として、主に「オフィス・工場・商業施設」などに対し、ソフトウェアの設計やハードウェアの選定から施工・アフターフォローまで、一貫したサービスを提供しております。

この度株式を取得するジェイ・ティー・エヌは、神奈川県内において、監視カメラシステム構築を含む電気通信・電気設備に関する工事の全般を提供しており、社内に多数の設備工事に関する資格者を有し、施工に関する様々なノウハウを蓄積しております。

当社は、拡大する様々な物理セキュリティに対するニーズを背景に、営業を中心とする専門人材の採用と育成を通し事業成長を実現してきました。

本件買収は施工に関する慢性的な人手不足リスクの軽減と更なるノウハウ・専門性の獲得につながるものであり、当社の競争力をより高めるとともに、中長期的な成長の確度を高めるものと考えております。

また、ジェイ・ティー・エヌにおいても、上場企業である当社のブランドを活かし、採用の強化や顧客の獲得について連携し、事業の拡大につなげてまいりたいと考えております。

### ③企業結合日

2024年1月5日

### ④企業結合の法的形式

株式取得

### ⑤結合後企業の名称

変更はありません。

### ⑥取得する株式数及び議決権比率

普通株式：241株

(議決権所有割合：100%)

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得する株式譲渡契約を締結したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	755百万円
取得原価		755百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 20百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(資金の借入)

当社は、ジェイ・ティー・エヌの全株式取得のため、2024年1月5日に借入を実行いたしました。

- (1)資金使途 ジェイ・ティー・エヌの全株式取得
- (2)借入先 株式会社みずほ銀行
- (3)借入金額 750百万円
- (4)借入金利 基準金利+スプレッド
- (5)借入実行日 2024年1月5日
- (6)担保の有無 無担保・無保証

# 貸借対照表

( 2023年12月31日現在 )

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,397,736</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,197,143</b>
現金及び預金	802,573	買掛金	342,586
受取手形	10,820	短期借入金	200,000
売掛金	776,004	1年内返済予定の長期借入金	199,916
商掛品	725,390	未払費用	186,087
仕掛品	18,472	リース債務	5,009
前払費用	41,838	未払法人税等	40,242
その他の金	22,679	未払消費税等	76,026
貸倒引当金	△43	前受金	95,049
<b>固定資産</b>	<b>354,458</b>	賞与引当金	48,105
<b>有形固定資産</b>	<b>100,562</b>	その他の	4,120
建物及び構築物	36,142	<b>固定負債</b>	<b>529,466</b>
工具器具備品	55,085	長期借入金	474,759
リース資産	1,042	リース債務	481
その他の	8,292	商品保証引当金	12,477
<b>無形固定資産</b>	<b>61,083</b>	資産除去債務	5,170
ソフトウェア	56,928	長期前受金	36,578
リース資産	4,155		
<b>投資その他の資産</b>	<b>192,812</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,726,610</b>
投資有価証券	18,836	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株	8,830	<b>株主資本</b>	<b>1,026,690</b>
敷金	115,663	資本金	540,827
繰延税金資産	47,582	資本剰余金	421,834
その他の	1,899	資本準備金	421,819
		その他資本剰余金	14
		<b>利益剰余金</b>	<b>64,146</b>
		その他利益剰余金	64,146
		繰越利益剰余金	64,146
		自己株式	△117
		評価・換算差額等	△1,265
		繰延ヘッジ損益	△1,265
		新株予約権	160
		<b>純資産合計</b>	<b>1,025,584</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,752,194</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,752,194</b>

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2023年 1月 1日から  
2023年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,186,462
売上原価	3,176,920
売上総利益	2,009,541
販売費及び一般管理費	1,825,208
営業利益	184,332
営業外収益	
受取利息	9
為替差益	325
還付加算金	144
助成金収入	88
受取補填金	281
その他	24
	873
営業外費用	
支払利息	7,496
固定資産除却	4,709
その他	722
	12,928
経常利益	172,277
特別損失	
減損損失	3,920
	3,920
税引前当期純利益	168,357
法人税、住民税及び事業税	28,848
法人税等調整額	△26,134
当期純利益	2,714
	165,643

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2023年 1 月 1 日から  
2023年 12 月 31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	536,808	417,806	14	417,821	△101,496	△101,496
当 期 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,018	4,012		4,012		－
当 期 純 利 益					165,643	165,643
自己株式の取得				－		－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	4,018	4,012		4,012	165,643	165,643
当 期 末 残 高	540,827	421,819	14	421,834	64,146	64,146

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	－	853,133	△3,948	△3,948	－	849,184
当 期 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		8,031		－		8,031
当 期 純 利 益		165,643		－		165,643
自己株式の取得	△117	△117		－		△117
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	2,682	2,682	160	2,842
当 期 変 動 額 合 計	△117	173,557	2,682	2,682	160	176,399
当 期 末 残 高	△117	1,026,690	△1,265	△1,265	160	1,025,584

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

工具器具備品 3～15年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年

#### ③ リース資産

イ. 所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### ③ 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当事業年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社では、顧客の求めるセキュリティニーズに応じて「SECURE AC：入退室管理システム」「SECURE VS：監視カメラシステム」「SECURE Analytics：画像解析サービス」という3つのサービスを軸に、デバイス、ソフトウェア、AI等で構成された物理セキュリティシステムを販売しております。物理セキュリティシステムの提供については、システムの稼働が確認できた時点で、履行義務が充足すると判断しております。取引の対価はシステム導入後、概ね1か月後に受領が中心となっており、重要な金融要素は含まれておりません。

一部の契約取引では、クラウドサービス、保守サービスの役務等を含むものがあり、これらは契約期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。契約条件により、履行義務充足前に前受けの方式で対価を受領する場合には、前受金を計上しております。



(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務等

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で対象の為替相場の変動リスクを回避する目的でのみ手段を利用する方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの累計を比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。なお、為替予約取引に関しては、外貨建取引個々に為替予約を付しており、ヘッジ開始時以降継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 棚卸資産の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	725,390千円
仕掛品	18,472千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げっていますが、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品については、収益性の低下の事実を反映するために社内評価ルールに基づき、定期的に帳簿価額を切り下げしております。

棚卸資産の滞留状況および商品のライフサイクル等を総合的に勘案して、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品を識別しております。

そのため、市場動向の変化などを要因として、保有する棚卸資産が増加した場合には、営業循環過程から外れた陳腐化品や滞留品として識別すべき棚卸資産が増加する可能性があります。棚卸資産の評価に影響する可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	47,582千円
--------	----------

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

#### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることから、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,050,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	850,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 96,617千円

### 4. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高 60,000千円

#### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額
遊休資産	ソフトウェア	本社	3,920千円

当社は、遊休資産については個別にグルーピングを行なっています。

当事業年度において、遊休となった本社のソフトウェアについて、今後の利用が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことから使用価値は零として評価しております。

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	42	—	42

## 6. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	14,729千円
商品保証引当金	3,820千円
貸倒引当金	13千円
繰延ヘッジ損益	558千円
未払事業税	4,423千円
未払事業所税	740千円
繰越欠損金	110,462千円
その他	21,965千円
繰延税金資産小計	156,714千円
評価性引当額	△107,548千円
繰延税金資産合計	49,165千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△1,583千円
繰延税金負債合計	△1,583千円
繰延税金資産の純額	47,582千円

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却費の方法

前記の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（2）固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引

### ①リース資産の内容

#### 有形固定資産

主として、事務用機器（工具器具備品）であります。

### ②リース資産の減価償却費の方法

前記の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（2）固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

## (2) オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	12,293千円
1年超	11,383千円
合計	23,677千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(注)	科目	期末残高
子会社	SECURE KOREA, Inc.	所有 直接 100.0%	当社製品の開発業務委託	当社製品の開発	60,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	216円	11銭
1株当たり当期純利益	35円	00銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2023年12月18日開催の取締役会において、株式会社ジェイ・ティー・エヌ（以下「ジェイ・ティー・エヌ」という。）の全株式を取得して完全子会社とすることを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。これを受け、2024年1月5日に当該株式を取得し、ジェイ・ティー・エヌを当社の完全子会社としております。

詳細については、「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(資金の借入)

当社は、ジェイ・ティー・エヌの全株式取得のため、2024年1月5日に借入を実行いたしました。

詳細については、「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社セキュア  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上卓哉 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河島啓太 印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セキュアの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキュア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年12月18日開催の取締役会において、株式会社ジェイ・ティー・エヌ（以下「ジェイ・ティー・エヌ」という。）の全株式を取得して完全子会社とすることを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。これを受け、2024年1月5日に当該株式を755,000千円で取得し、ジェイ・ティー・エヌを会社の完全子会社としている。

また、重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、ジェイ・ティー・エヌの全株式取得のため、2024年1月5日に750,000千円の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社セキュア  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上卓哉 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河島啓太 印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキュアの2023年1月1日から2023年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年12月18日開催の取締役会において、株式会社ジェイ・ティー・エヌ（以下「ジェイ・ティー・エヌ」という。）の全株式を取得して完全子会社とすることを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。これを受け、2024年1月5日に当該株式を755,000千円で取得し、ジェイ・ティー・エヌを会社の完全子会社としている。

また、重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、ジェイ・ティー・エヌの全株式取得のため、2024年1月5日に750,000千円の借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社セキュア 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 久 喜 政 徳 ㊟

社外監査役 永 澤 正 博 ㊟

社外監査役 古 島 守 ㊟

以 上

# 株主総会 会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番地1号  
新宿NSビル30階  
NSスカイカンファレンス ルーム1

- 交通
- JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線  
各「新宿駅」南口・西口より 徒歩約7分
  - 都営地下鉄大江戸線 「都庁前駅」A3出口より 徒歩約3分
  - 東京メトロ丸ノ内線 「西新宿駅」2番出口より 徒歩約10分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

